

○茅野市景観づくり条例施行規則

平成22年2月8日

規則第1号

改正 平成24年3月29日規則第14号

改正 平成27年5月27日規則第24号

(趣旨)

第1条 この規則は、茅野市景観づくり条例（平成21年茅野市条例第15号。第6条第6号及び第7号を除き、以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の意義の例による。

(工作物の定義)

第3条 条例第2条第6号の建築物及び広告物以外の工作物で規則に定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 煙突
- (2) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（第11号に掲げるものを除く。）
- (3) 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- (4) 高架水槽、物見塔その他これらに類するもの
- (5) 擁壁、垣、さく、塀その他これらに類するもの
- (6) ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔その他これらに類する遊戯施設
- (7) コンクリートプラント、クラッシュャープラントその他これらに類するもの
- (8) 自動車車庫の用途に供する施設
- (9) 飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設
- (10) 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設
- (11) 電気供給又は電気通信のための設備、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱その他これらに類するもの

(行為の届出)

第4条 条例第10条第1項の規定による届出は、景観計画区域内行為（変更）届出書（様式第1号。以下「行為届出書」という。）によるものとする。

2 前項の届出は、行為の30日前までに市長に届け出なければならない。

3 行為届出書に、次に掲げる図書を添付するものとする。ただし、行為の規模により、次に掲げる縮尺の図面によっては、適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて市長が定める縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

- (1) 当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの
- (2) 当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
- (3) 景観法施行令（平成16年政令第398号。以下「政令」という。）第4条第1号に掲げる行為（土石の採取及び鉱物の掘採を除く。）にあつては、設計図又は施工方法を

明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの

(4) 政令第4条第1号に掲げる行為（土石の採取及び鉱物の掘採に限る。）にあっては、次に掲げる図書

ア 採取又は掘採の方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの

イ 廃土の堆積方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの

ウ 採取又は掘採をした後に行う措置を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの

(5) 政令第4条第4号に掲げる行為にあっては、堆積する場所及び方法を明らかにする図面

(6) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項を記載した図面
(変更の届出)

第5条 条例第10条第2項の規定による変更の届出は、行為届出書に、前条第3項各号に掲げる図書のうち当該変更に係る図書を添付して行うものとする。

(届出を要しない行為等)

第6条 条例第12条第5号に規定する規則で定める規模は、別表第1に掲げるものとする。

2 条例第12条第6号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 砂防法（明治30年法律第29号）の規定により許可を受けて行う行為

(2) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第43条の2第1項、第64条第1項又は第127条第1項の規定により届け出て行う行為

(3) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第4条第1項又は第14条第1項の規定による認可を受けた土地区画整理事業の施行として行う行為

(4) 河川法（昭和39年法律第167号）の規定により河川管理者の許可又は承認を受けて行う行為

(5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第58条の2第1項の規定により届け出て行う行為

(6) 文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号）第13条第1項（同条例第34条において準用する場合を含む。）の規定により許可を受けて行う行為及び同条例第14条第1項（同条例第29条及び第34条において準用する場合を含む。）又は第27条第1項の規定により届け出て行う行為

(7) 茅野市文化財保護条例（昭和40年茅野市条例第11号）第7条第3号及び第4号の規定により許可を受けて行う行為

(勧告等の手続き)

第7条 条例第14条第2項の規定による勧告は、勧告書（様式第2号）により行うものとする。

(事実の公表)

第8条 条例第14条第4項の規定による事実を公表する事項は、次に掲げるものとする。

(1) 条例第14条第2項の規定による勧告に従わなかった者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

(2) 勧告の対象となった行為、位置及び区域

(3) 勧告に従わなかった事実

(変更命令等の手続き)

第9条 景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第17条第1項又は第5項の規定による変更命令等は、変更（原状回復）命令書（様式第3号）により行うものとする。

2 前項の規定による変更命令に係る法第17条第4項の規定により延長するときの通知は、期間延長通知書（様式第4号）により行うものとする。

(行為の着手の短縮)

第10条 条例第16条に規定する期間を短縮する旨の通知は、景観計画区域内行為着手の短縮通知書（様式第5号）により行うものとする。

(完了届等)

第11条 条例第17条の規定による届出は、景観計画区域内行為完了届出書（様式第6号。以下「行為完了届出書」という。）により行うものとする。

2 市長は、前項の規定による行為完了届出書の届出があった場合において、当該届出の内容が条例第9条に規定する景観づくり基準に適合していることを確認したときは、景観計画区域内行為完了検査済通知書（様式第7号）により通知するものとする。

(身分証明書)

第12条 法第17条第8項及び法第23条第3項の規定による身分を示す証明書は、身分証明書（様式第8号）によるものとする。

(景観重要建造物の指定等の手続き)

第13条 法第21条第1項の規定による通知は、景観重要建造物指定通知書（様式第9号）によるものとする。

2 法第27条第3項において準用する法第21条第1項の通知は、景観重要建造物指定解除通知書（様式第10号）によるものとする。

(景観重要建造物の標識の設置)

第14条 法第21条第2項に規定する標識は、次に掲げる事項を表示した上で、公衆の見やすい場所に設置するものとする。

(1) 指定番号

(2) 景観重要建造物の名称

(3) 指定年月日

2 前項の標識の設置場所は、当該建造物の所有者と協議の上決定するものとする。

(景観重要建造物の現状変更の許可)

第15条 法第22条第1項の規定による許可申請は、景観重要建造物現状変更許可申請書（様式第11号）によるものとする。

2 法第22条第1項の規定による許可をしたときは、景観重要建造物現状変更許可通知書（様式第12号）により通知するものとする。

3 法第22条第1項の規定による許可をしないときは、景観重要建造物現状変更不許可通知書（様式第13号）により通知するものとする。

(景観重要建造物の原状回復命令等)

第16条 法第23条第1項の規定による命令は、景観重要建造物原状回復等命令書（様式第

14号) によるものとする。

2 法第26条の規定による命令は、景観重要建造物管理命令書（様式第15号）によるものとする。

3 法第26条の規定による勧告は、景観重要建造物管理勧告書（様式第16号）によるものとする。

（景観重要樹木の指定等の手続き）

第17条 法第30条第1項による通知は、景観重要樹木指定通知書（様式第17号）によるものとする。

2 法第35条第3項において準用する法第30条第1項の通知は、景観重要樹木指定解除通知書（様式第18号）によるものとする。

（景観重要樹木の標識の設置）

第18条 法第30条第2項に規定する標識は、次に掲げる事項を表示した上で、公衆の見やすい場所に設置するものとする。

(1) 指定番号

(2) 景観重要樹木の名称

(3) 指定年月日

2 前項の標識の設置場所は、当該樹木の所有者と協議の上決定するものとする。

（景観重要樹木の現状変更の許可）

第19条 法第31条第1項の規定による許可申請は、景観重要樹木現状変更許可申請書（様式第19号）によるものとする。

2 法第31条第1項の規定による許可をしたときは、景観重要樹木現状変更許可通知書（様式第20号）により通知するものとする。

3 法第31条第1項の規定による許可をしないときは、景観重要樹木現状変更不許可通知書（様式第21号）により通知するものとする。

（景観重要樹木の原状回復命令等）

第20条 法第32条第1項の規定において準用する法第23条第1項の規定による命令は、景観重要樹木原状回復等命令書（様式第22号）によるものとする。

2 法第34条の規定による命令は、景観重要樹木管理命令書（様式第23号）によるものとする。

3 法第34条の規定による勧告は、景観重要樹木管理勧告書（様式第24号）によるものとする。

（景観づくり団体の認定等）

第21条 条例第23条第1項の規則で定める要件は、次に掲げるものとする。

(1) 団体の活動が良好な景観づくりの推進に資するものであること。

(2) 団体の活動が自主的な運営により、継続的、かつ、計画的に行われること。

(3) 団体の構成員が10人以上で、構成員の過半数が市内に居住する者であること。

(4) 団体の活動が住民その他の利害関係者の財産権を不当に制限するものでないこと。

(5) 団体の活動が営利活動、政治活動、宗教活動等を目的とするものでないこと。

(6) 団体の名称、設立目的、活動の内容、会計等に関する事項が定められていること。

と。

- 2 条例第23条第2項の規定による景観づくり団体の申請は、景観づくり団体認定申請書（様式第25号）によるものとする。
- 3 前項の規定により景観づくり団体の認定の申請があったときは、その内容を審査し、景観づくり団体に認定するときは、景観づくり団体認定通知書（様式第26号）により当該認定の申請をした者に通知するものとする。
- 4 条例第23条第3項の規定により、認定を取り消したときは、景観づくり団体認定取消通知書（様式第27号）により通知するものとする。
（景観づくり住民協定の認定等）

第22条 条例第24条第1項に規定する景観づくり住民協定（以下「住民協定」という。）に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 統一した街並みの形成又は景観を阻害するものの是正を図るため、次に掲げる景観づくりに関する事項のうち、当該住民協定区域において景観づくりに必要な事項
 - ア 建築物及び工作物の位置、規模、意匠、色彩、材料等に関する事項
 - イ 広告物の規模、意匠、色彩、素材等に関する事項
 - ウ 道路等に面した敷地及び当該道路等の緑化等に関する事項
 - エ その他、当該住民協定区域において景観づくりに必要な事項
- (2) 住民協定の名称に関する事項
- (3) 住民協定の区域（以下「協定区域」という。）に関する事項
- (4) 住民協定を締結した者の組織に関する事項
- (5) 住民協定の内容の運用に関する事項
- (6) 住民協定の内容の変更の手続きに関する事項

2 条例第24条第1項に規定する景観づくり住民協定の認定要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) おおむね0.5ヘクタール以上の一団の土地若しくは20戸以上の建物をその範囲に含む一団の土地又はおおむね100メートル以上にわたり道路等に接している土地を協定区域としていること。
- (2) 協定区域において景観づくりの対象となる土地又は建築物等が公共の場所から公衆によって容易に望見できること。
- (3) 当該協定区域の住民等（土地所有者並びに建物の所有者及び貸借人等を含む。）のおおむね3分の2以上の合意によるものであること。
- (4) 住民協定の有効期間が原則として10年以上であること。

3 条例第24条第2項の規定による住民協定の申請は、景観づくり住民協定認定申請書（様式第28号）によるものとする。

4 前項の規定により住民協定の認定の申請があったときは、その内容を審査し、景観づくり住民協定に認定するときは、景観づくり住民協定認定通知書（様式第29号）により当該認定の申請をした者に通知するものとする。

5 条例第24条第3項の規定による住民協定の変更又は廃止の届出は、景観づくり住民協定変更（廃止）届出書（様式第30号）によるものとする。
（景観づくりに係る助成等）

第23条 条例第22条及び第25条の規定による経費の一部の助成（以下「助成金」という。）の種類、対象者、対象経費、補助率及び限度額は、別表第2のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、助成金の交付を受けようとする事業のうち、国、県又は市等から類似の補助金、交付金等を受けようとし、又は受けたものは、助成金を交付しないものとする。

（助成金の交付手続き）

第24条 助成金の交付に関する手続きその他必要な事項は、この規則に定めるもののほか、茅野市補助金等交付規則（昭和39年茅野市規則第6号）の定めるところによる。

2 条例第22条及び第25条の規定により、助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号の区分に従い、当該各号に定める申請書等を市長に提出しなければならない。

(1) 景観重要建造物又は景観重要樹木に対する助成金

ア 景観重要建造物等助成金交付申請書（様式第31号）

イ 設計図書

ウ 工事費積算書

(2) 景観づくり団体に対する助成金

ア 景観づくり団体助成金交付申請書（様式第32号）

イ 助成を受けようとする活動内容を示す書類

ウ 助成を受けようとする活動に係る経費の予算書

(3) 景観づくり住民協定に対する助成金

ア 景観づくり住民協定助成金交付申請書（様式第33号）

イ 設計図書

ウ 工事費積算書

エ 助成を受けようとする活動内容を示す書類

オ 助成を受けようとする活動に係る経費の予算書

3 前項の規定にかかわらず、市長は、前項に規定する図書のほか必要と認める図書を添付させ、又は前項に規定する図書の全部若しくは一部の添付を省略させることができる。

（助成金の交付決定）

第25条 市長は、助成金の交付を決定したときは、助成金交付決定通知書（様式第34号）により、申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、助成金の交付についての条件を付することができる。

（助成金交付対象事業の変更等）

第26条 助成金の交付の決定を受けた者（以下「助成対象者」という。）は、助成金の交付対象である行為を中止し、又は第24条の規定により提出した申請書若しくは添付書類に記載した事項を変更しようとするときは、助成金変更承認申請書（様式第35号）により、市長の承認を受けなければならない。

（助成金請求及び実績報告）

第27条 助成対象者は、助成金の交付対象である行為を完了したときは、速やかに、市長が必要と認める図書を添付して助成金実績報告書（様式第36号）及び助成金交付請求書

(様式第37号)を提出しなければならない。

(助成金の交付決定の取消し等)

第28条 市長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この条例又は規則に違反したとき。
- (2) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 不正の手段により、助成金の交付決定を受けたとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、助成金を交付することが不相当であると認めるとき。

(補則)

第29条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月29日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年5月27日規則第24号)

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

別表第1 (第6条関係)

行為の種類	面積、高さ又は長さの規模等
建築物の新築、増築、改築、移転	建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条に規定する建築確認申請を要しないもの
建築物の外観の模様替え又は色彩の変更	建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更のうち変更面積が25平方メートル未満のもの
第3条第1項第1号から第6号までに掲げる工作物の建設等	市街地地域においては、高さ13メートル以下のもの。農村集落地域及び森林山地地域においては、高さ5メートル以下のもの
第3条第1項第7号から第10号までに掲げる工作物の新設、増築、改築若しくは移転、及び外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	市街地地域においては、高さ13メートル以下であり、かつ築造面積が500平方メートル以下のもの。農村集落地域及び森林山地地域においては、当該行為に係る部分の築造面積が20平方メートル以下のもの
第3条第1項第11号に掲げる工作物の建設等	市街地地域においては、高さ20メートル以下のもの。農村集落地域及び森林山地地域においては、高さ8メートル以下のもの。ただし、営利を目的とした再生可能エネルギー発電設備を除く。
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	市街地地域においては、面積が3000平方メートル以下であり、かつ当該行為により生じる法面又は擁壁の高さが3メートル以下又

	は長さ30メートル以下のもの。農村集落地域及び森林山地地域においては、面積が300平方メートル以下であり、かつ当該行為により生じる法面又は擁壁の高さが1.5メートル以下のもの
政令第4条第1項に規定する土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	市街地地域においては、面積が3000平方メートル以下であり、かつ当該行為により生じる法面又は擁壁の高さが3メートル以下又は長さ30メートル以下のもの。農村集落地域及び森林山地地域においては、面積が300平方メートル以下であり、かつ当該行為により生じる法面又は擁壁の高さが1.5メートル以下のもの
政令第4条第4項に規定する屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	市街地地域においては、高さ3メートル以下であり、かつその用に供される土地の面積が1000平方メートル以下のもの。農村集落地域及び森林山地地域においては、高さ3メートル以下であり、かつその用に供される土地の面積が100平方メートル以下のもの
建築物又は工作物の外観に公衆の関心を引くための形態又は色彩その他の意匠（特定外観意匠）を施す行為	市街地地域においては面積が25平方メートル以下のもの。農村集落地域及び森林山地地域においては面積が3平方メートル以下のもの。ただし、営利を目的としないもの及び当該意匠がある状態が30日を超えて継続しないものを除く。

別表第2（第23条関係）

助成金の種類	対象者	対象経費	補助率	限度額
(1) 景観重要建築物又は景観重要樹木	景観重要建築物又は景観重要樹木の指定を受けた所有者	景観重要建築物の保存に係わる設計及び建築物に付属する構造物の修繕に要する経費	2分の1以内	25万円
		景観重要建築物の外観の修繕及び外観の修繕に伴う構造部の修繕に要する経費	2分の1以内	250万円
		景観重要樹木の保存に要する経費	5分の1以内	100万円
(2) 景観づくり団体	景観づくり団体の認定を受けた団体	団体の活動費（人件費は除く）	2分の1以内	10万円
(3) 景観づくり住民協定	景観づくり住民協定の認定を受けた組織又は当該組織に属する個人	建築物の新築、外観の変更、修繕工事等に要する経費	2分の1以内	1戸当たり30万円。ただし、協定有効期間内に1回に限る。
		広告物、工作物等の築造、改修、撤去等に要する経費	2分の1以内	1戸当たり10万円。ただし、協定有効期間内に

			1回に限る。
		道路に面した敷地や沿道の緑化などに要する経費	2分の1以内 一協定に対し10万円。ただし、1年に1回とする。